

運用指針
第2条①-イ

地権者、関係機関などへの提案および協議

関係機関との協議による刈草処分方法の見直し

ナガイズミヌマツ

ハママツ

(新東名高速道路 長泉沼津IC～浜松いなさJCT)

当初計画

- ・土工工事のしゅん功から数年が経過し、雑草が繁茂したのり面等について、沿道環境に配慮して草刈を実施
- ・発生した刈草は処分場へ搬出



経営努力による変更

- ・刈草の発生場所から比較的近い距離に、県営畑地帯総合整備事業地が存在
- ・県営畑地帯総合整備事業地では堆肥を使用していることから、のり面等の刈草を堆肥化することを提案
- ・県営畑地帯総合整備事業土地改良区（以下土地改良区という）及び関係地権者と協議を行った結果、土地改良区が刈草を受け入れ、堆肥化を行うことによる刈草の有効利用が可能となる
- ・発生した刈草を土地改良区に受け入れてもらうことにより、刈草処分に要する費用を縮減

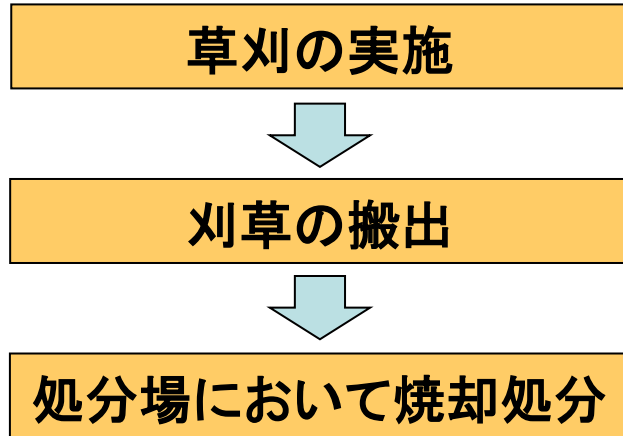
新東名高速道路 長泉沼津IC～浜松いなさJCTの路線概要



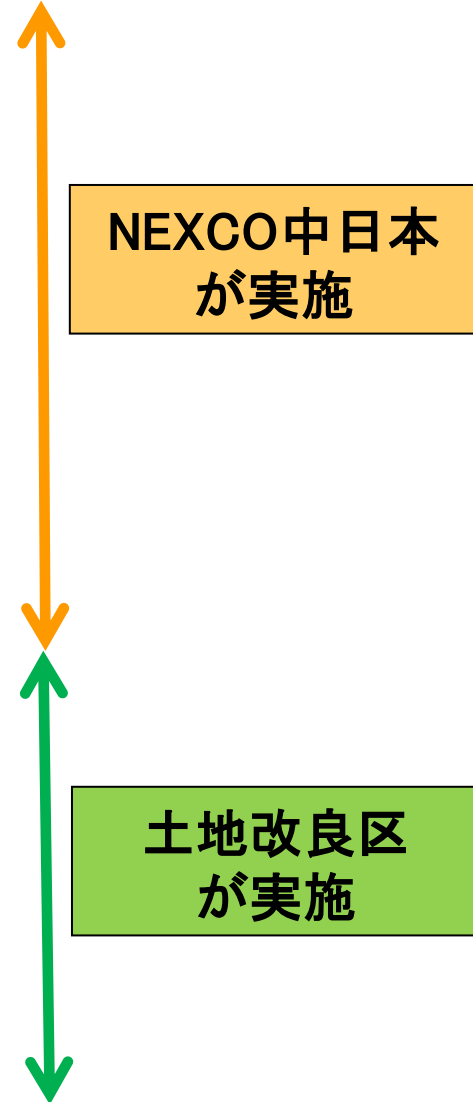
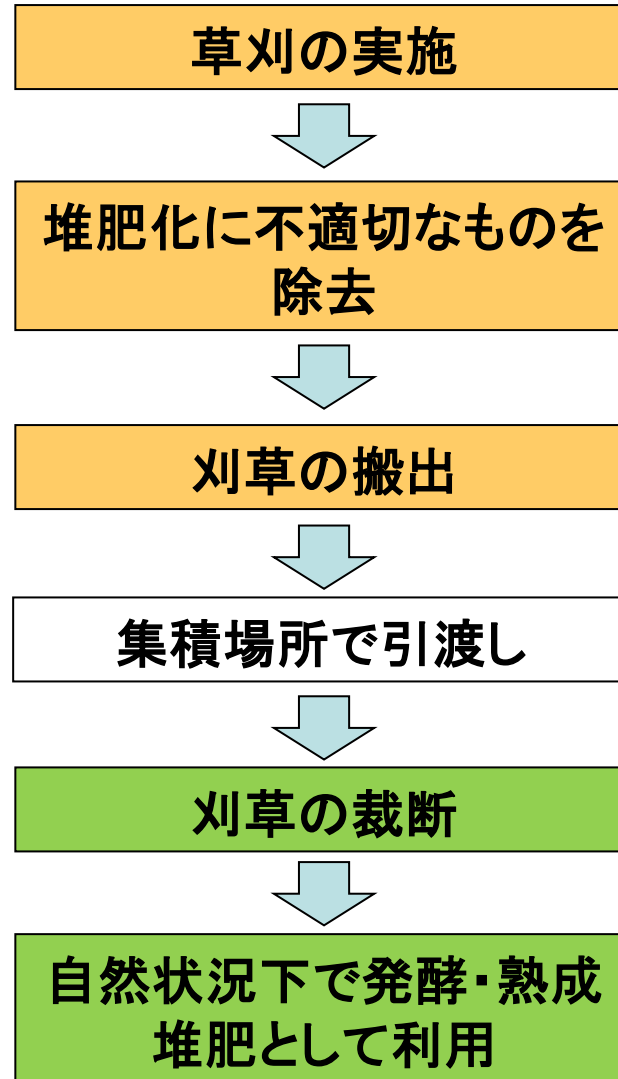
- ・新東名高速道路は、東京と名古屋を結ぶ延長約330kmの高規格幹線道路
- ・長泉沼津ICから浜松いなさJCT間の約131.5kmは平成24年4月14日に開通
- ・わが国の大動脈である東名高速道路の抜本的な混雑解消や、ダブルネットワーク化による信頼性の向上、3大都市圏の連携強化として機能し、社会・経済活動の発展に寄与

刈草処分の流れ

当初計画



変更計画



刈草処分方法の見直しについて検討

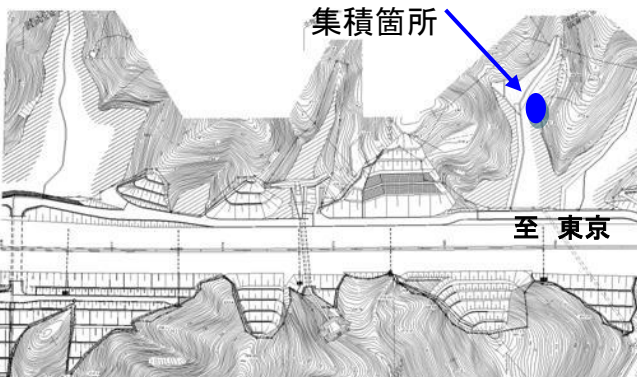
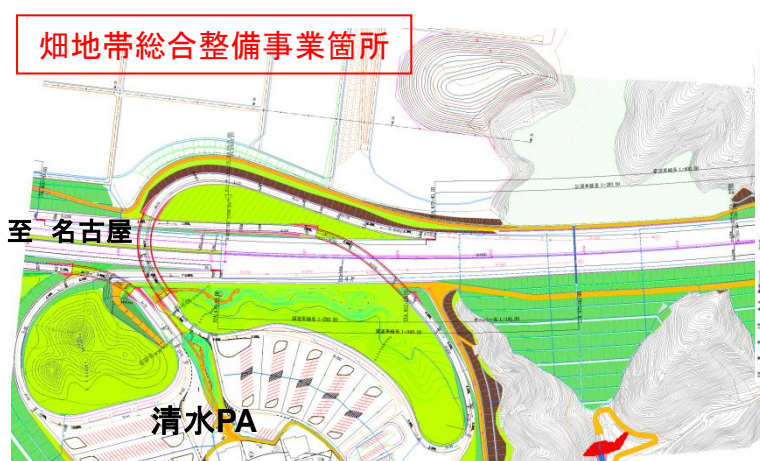
- ・土工工事のしゅん功から数年が経過し、雑草が繁茂したのり面などでは、周辺耕作地への影響に配慮して草刈を実施

当初計画：清水PA付近で発生する刈草について、処分場へ搬出し焼却処分する計画



変更計画：清水PAから近い距離に加瀬沢畑地帯総合整備事業地が存在するため、刈草を堆肥として利用ができないか検討

- ・刈草の堆肥化による有効利用を提案し、関係者と協議を実施



刈草発生場所(清水PA付近)から集積場所まで約1km

加瀬沢畑地帯総合整備事業箇所：
主にみかんなどの農作物を効率的に栽培できる畑を整備する目的で土地改良区が主体となり事業を進めているもの

協議における課題：①刈草の無償受入

②事業用地外で刈草集積場所の確保

刈草処分方法の見直しの課題に対する取り組み

【取組内容】

- ・**刈草の堆肥化を提案**し、畑で使用する堆肥の購入が不要となる点を土地改良区に説明
- ・NEXCOが草刈作業時に堆肥化に不適切なものを除去し、土地改良区が刈草の裁断を実施することで協議し、了解を得る
- ・刈草の量が多く、本線内に仮置きすることが困難なため、**刈草集積場所(面積800㎡、2mの高さに約120tの刈草を集積)の無償使用**が可能となるように、近隣の空地所有者と協議し、了解を得る

【協議経緯】

- | | |
|-----------------------|---------------------------------------|
| 平成16年7月 | 清水PA付近の土工工事しゅん功 |
| 平成18年 3月 | 協定締結(会社・機構) |
| 平成22年 9月
～平成22年10月 | 土地改良区と刈草の受入、空地所有者と集積場所の無償使用について協議(5回) |
| 平成22年10月
～平成22年12月 | 当該地区の草刈及び刈草搬出 |



刈草の集積状況

土地改良区、空地所有者と協議し、刈草集積箇所の無償確保、刈草の無償受入、土地改良区による堆肥化により刈草処分費を縮減

関係機関及び地元との協議を行い、同意を得て、刈草の処分方法を見直したことは、**会社の主体的な提案および協議**によるものである。

運用指針第2条第1項第1号イ及に該当

《申請された会社の経営努力》

関係機関及び地元との協議により刈草の処分方法を見直したことによる費用の縮減

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な品質や管理水準を確保したものに限る。)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

① 次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

イ. 地権者、関係機関などへの提案及び協議